

排水設備申請の電子申請化に伴う変更

千葉市役所 下水道営業課



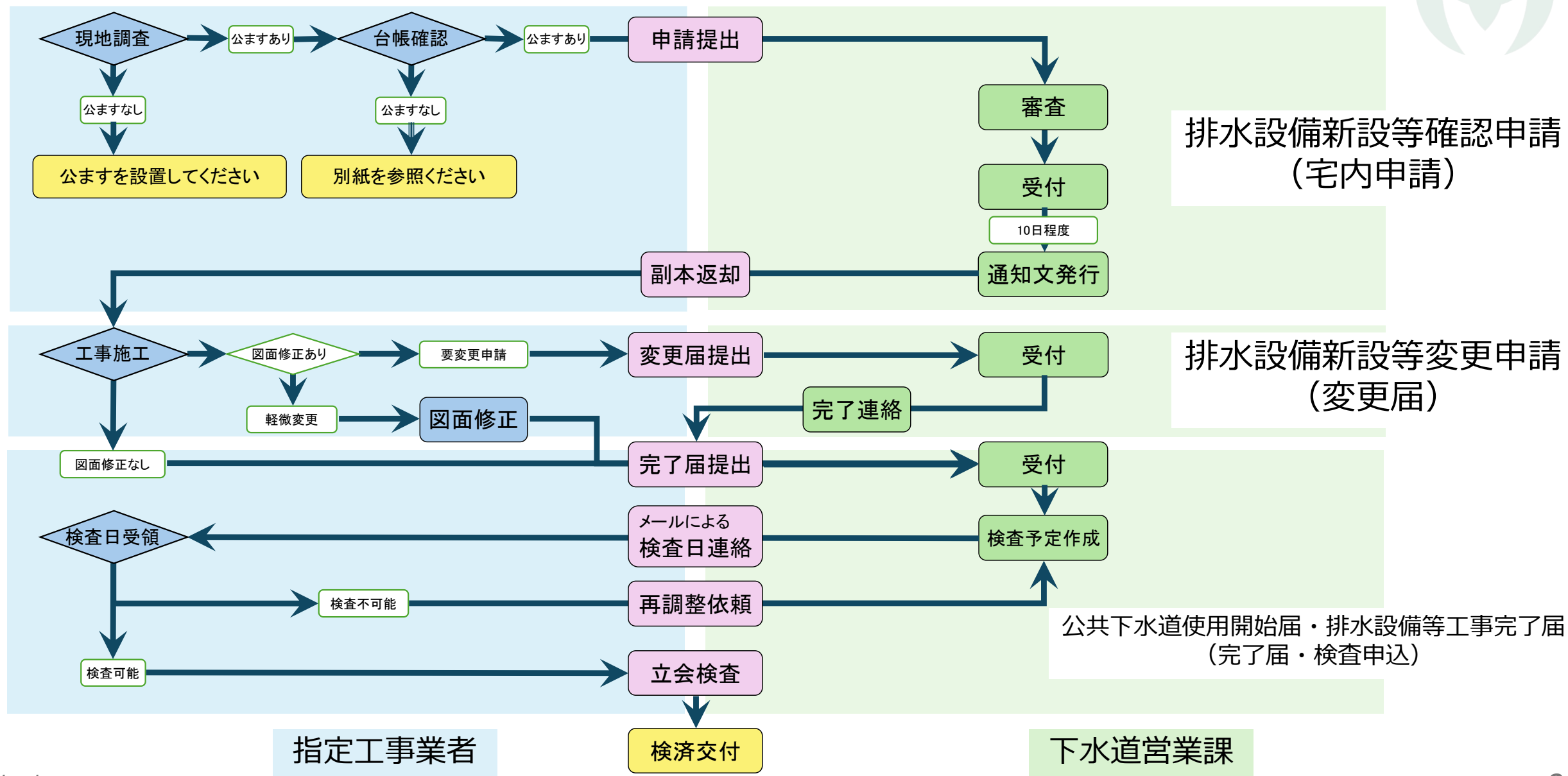
令和8年4月1日より、従来の**窓口での申請に加えて、**

「ちば電子申請サービス」を用いた電子での申請が開始されました。

	いままで	これから
申請方式	窓口申請のみ	窓口・電子 どちらも申請可能
対応時間	開庁時間のみ	電子申請なら 24時間 申請可能
来庁回数	1申請あたり3回～4回	来庁0回 でも可能
検査連絡	電話による連絡	メール による連絡

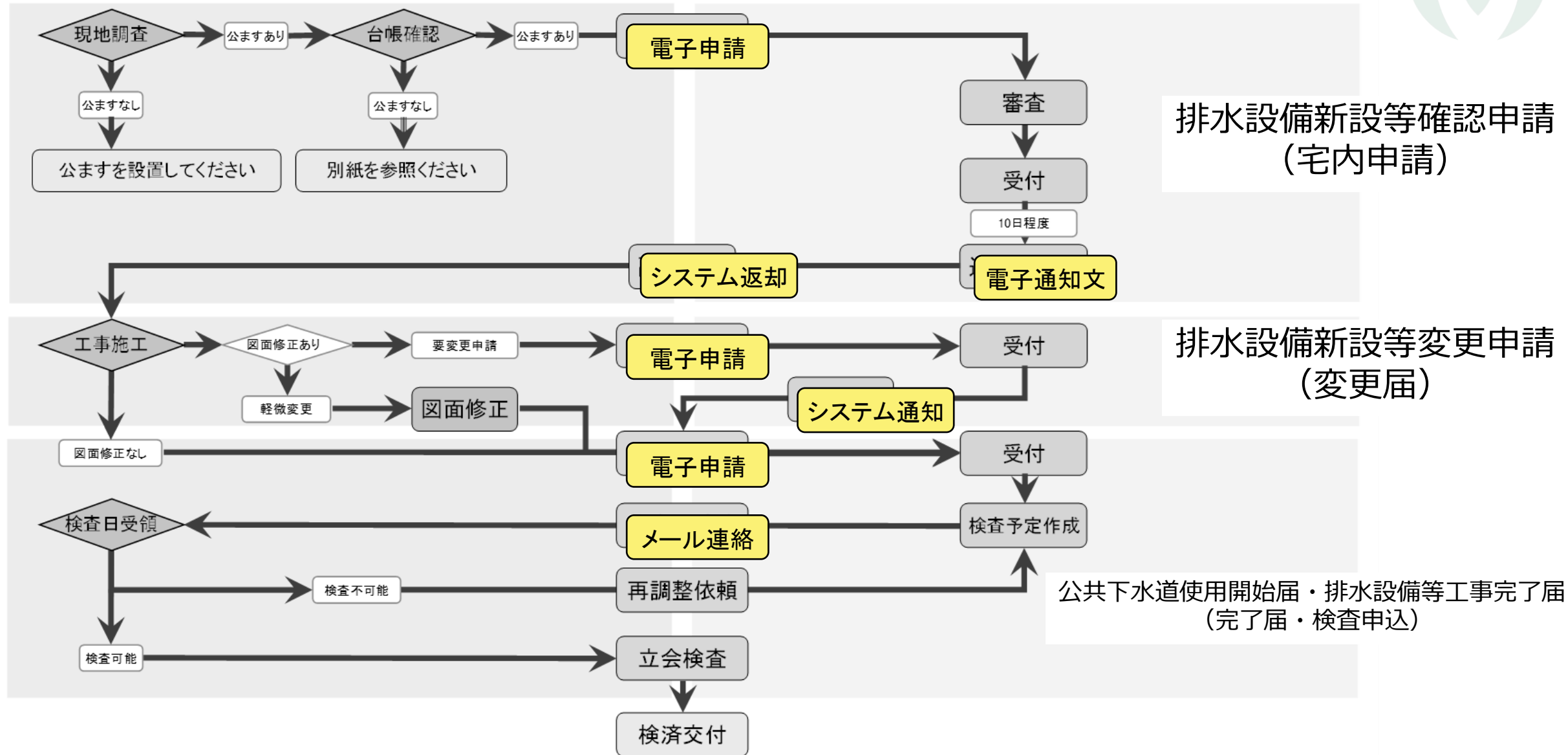
はじめに

4月からの新しい業務フロー(窓口)



はじめに

4月からの新しい業務フロー(電子)





今回の電子申請化に伴って、様式をはじめとした
様々な見直しを行いました。



そのため、**紙・電子問わず**手続きを一新しました。

今回の改正は電子申請制度の新設のみならず、窓口申請の手続きについても
変更となるため、**すべての指定工事業者の皆様が対象となります。**

目次



- 宅内申請に関する変更点 (p.7～p.23)

- 変更届に関する変更点 (p.24～p.28)

- 完了届(検査申込)に関する変更点 (p.29～p.36)

- 電子申請のやり方について (p.37～p.55)



宅内申請に関する変更点

宅内申請に関する主な変更点



- 新たに排水設備を新設しようとするときの申請が、変更となりました。

窓口申請



従前のおり対応可能

※様式が変更となりました。(次頁)

電子申請



新たに電子申請が可能となりました。

(補足)

排水設備等を新設しようとしたときは、その計画について市長の確認を受ける必要があります。(千葉県下水道条例第5条第1項)

宅内申請の様式について



● 申請様式が変更になりました

排水設備新設等確認申請書及び設計書

第1号様式 (A4サイズ)

申請者 住所 氏名

排水設備新設等確認申請書 (変更) (個人・法人)

申請区分 新築等・追加取付等・浄化槽改造・その他

設置場所 区

設置義務区分 一般家庭 事業 (事業の種類)

日平均汚水量 (事業) m³

工事完了予定年月 敷地面積 m²

助成区分 補助金 貸付金 改造工事額 (助成有) 円

排除方法 合流式 分流式 世帯数 世帯

検査手数料 建築確認番号

指定工事店 名称 (商号) 指定番号 第 号

責任技術者名 連絡先 (TEL) 登録番号 第 号

工事規模 (参考) 汚水ます (個数) 雨水ます (個数)

添付書類 ☐ 案内図 ☐ 平面図 ☐ 雨水抑制構造図^{※2} ☐ ポンプカタログ等^{※3} ☐ 建築確認図^{※4} ☐ 立ち回り^{※1} ☐ 道路指定等申請図^{※5} ☐ 管線詳細図^{※6} ☐ デュラボーザー調査書^{※7} ☐ その他 ()

※1 3階建て以上の物件は添付すること。
 ※2 該当する設備を設置する場合のみ添付すること。
 ※3 位置指定道路に排水設備を設ける場合は添付すること。
 ※4 変更接続を行う場合は添付すること。

千葉市記載欄

供用開始 受益者負担 公営情報 確認担当 公営情報 区域整理

上記について確

変更前様式 (B4サイズ)



年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 氏名

排水設備新設等確認申請書

千葉市下水道条例第5条の規定により確認願います。

申請区分 ☐ 新築 ☐ 汲取改造 ☐ 浄化槽改造 ☐ その他

新築等細区分 ☐ 接続済家屋立替 ☐ 未接続家屋立替 ☐ 増築 ☐ 空地

排除・浄化槽処理方法 その他詳細

申請場所 区

設置義務区分 ☐ 一般家庭 ☐ 事業 (事業の種類)

日平均汚水量 (事業) m³ 開発・変換案件

工事完了予定年月 敷地面積 m²

助成区分 ☐ 補助金 ☐ 貸付金 改造工事額 (助成有) 円

排除方法 ☐ 合流式 ☐ 分流式 世帯数 世帯

検査手数料 ☐ 建築確認番号

指定工事店 名称 (商号) 指定番号 第 号

責任技術者名 連絡先 (TEL) 登録番号 第 号

工事規模 (参考) 汚水ます (個数) 雨水ます (個数)

添付書類 ☐ 案内図 ☐ 平面図 ☐ 雨水抑制構造図^{※2} ☐ ポンプカタログ等^{※3} ☐ 建築確認図^{※4} ☐ 立ち回り^{※1} ☐ 道路指定等申請図^{※5} ☐ 管線詳細図^{※6} ☐ デュラボーザー調査書^{※7} ☐ その他 ()

※1 3階建て以上の物件は添付すること。
 ※2 該当する設備を設置する場合のみ添付すること。
 ※3 位置指定道路に排水設備を設ける場合は添付すること。
 ※4 変更接続を行う場合は添付すること。

千葉市記載欄

供用開始 受益者負担 公営情報 確認担当 公営情報 区域整理

上記について確

変更後様式 (A4サイズ)

※変更後様式の使用配布は行いません。 9

申請時の必要書類について

● 申請時には**申請書**と**図面等**に加えて**委任状(p.13)**を用意してください

(あて先)千葉市長

年 月 日

申請者 住所
氏名

排水設備新設等確認申請書

千葉市下水道条例第5条の規定により確認願います。

申請区分	☐ 新築	☐ 汲取改造	☐ 浄化槽改造	☐ その他
新築等細区分	☐ 接続済家屋立替	☐ 未接続家屋立替	☐ 増築	☐ 空地
便槽・浄化槽処理方法	その他詳細			
申請場所	区			
設置義務区分	☐ 一般家庭	☐ 事業	(事業の種類)	
日平均汚水量(事業)	m ³		☐	開発・要綱案件
工事完了予定年月	敷地面積		m ²	
助成区分	☐ 補助金	☐ 貸付金	改造工事額(助成有)	円
排除方法	☐ 合流式	☐ 分流式	世帯数	世帯
検査手数料	☐	建築確認番号	指定番号	第 号
指定工事店 名称(商号)			連絡先(TEL)	
責任技術者名			登録番号	第 号
工事規模(参考)	汚水ます(個数)		雨水ます(個数)	
添付書類	☐ 案内図	☐ 平面図	☐ 責任状の写し	☐ 立面図 ^{※1}
	☐ 雨水抑制構造図 ^{※2}	☐ ポンプカタログ等 ^{※2}	☐ 阻集器構造図 ^{※2}	☐ ディスホーザー関係事項 ^{※3}
	☐ 道路指定等申請図 ^{※4}	☐ 管検査詳細図 ^{※4}		
	☐ その他()			

※1 3階建て以上の物件は添付すること。
※2 該当する設備を設置する場合のみ添付すること。
※3 位置指定道路に排水設備を設ける場合は添付すること
※4 支管接続を行う場合は添付すること。

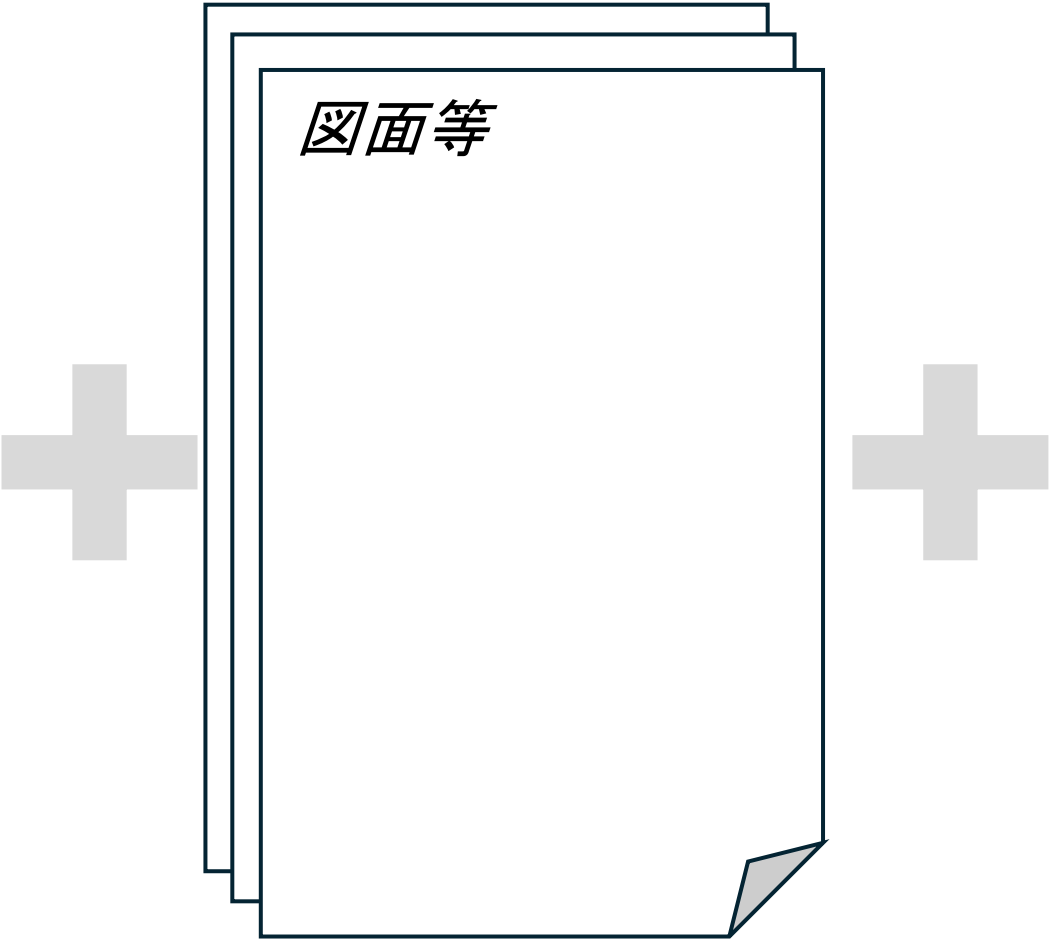
千葉市記載欄

供用開始日(和暦)	☐	☐ 未供用区域
受益者負担金	☐ 賦課済み	☐ 未賦課
公称情報		
確認担当課		

※公称情報には、10条(承認番号)開発(開発番号)私道(私道番号)公費整備(工事名)区画整理事業(路線名等)台帳未記載(確認日)を記載してください。

上記について確認したので通知します。

令和 年 月 日 千葉市長 神谷 俊一



委 任 状

受任者(指定工事業者) 住所

名称(商号)

代表者名 印

責任技術者 印

上記の者に排水設備に関する以下の申請に関する権限を委任します。

申請場所 千葉市 区 町

・排水設備新設等確認(変更)申請書

・公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届

・排水設備等工事完了届

年 月 日

委任者(申請者) 住所

氏名又は名称 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は記名押印してください。

排水設備等確認申請書について



(記載事項の変更点)

- ①【変更】工期 ⇒ 工事完了予定日
- ②【変更】改造工事額（助成のみ）
- ③【追加】指定番号
- ④【変更】材料 ⇒ 汚水・雨水ますの個数
- ⑤【追加】委任状の写し (p.13)
- ⑥【追加】区画整理事務所担当者署名 (p.16)

第1号様式

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住所
氏名

排水設備新設等確認申請書

千葉市下水道条例第5条の規定により確認願います。

申請区分	☐ 新築	☐ 汲取改造	☐ 浄化槽改造	☐ その他
新築等細区分	☐ 接続済家屋立替	☐ 未接続家屋立替	☐ 増築	☐ 空地
原槽・浄化槽処理方法	その他詳細			
申請場所	区			
設置義務区分	☐ 一般家庭	☐ 事業	(事業の種類)	
日平均汚水量(事業)	m ³		☐	開発行為・指導要綱案件
工事完了予定年月日	敷地面積		☐	500m ² 以上
助成区分	☐ 補助金	☐ 貸付金	☐ 造工事額(助成有)	円
排除方法	☐ 合流式	☐ 分流式	世帯数	世帯
検査手数料	☐	建築確認済	指定番号	第 号
指定工事業者 名称(商号)			連絡先(TEL)	
責任技術者名			登録番号	第 号
工事規模(参考)	汚水ます(個数)		雨水ます(個数)	
添付書類	☐ 案内図	☐ 平面図	☐ 委任状の写し	☐ 立面図 ^{※1}
	☐ 雨水排水施設構造図 ^{※2}	☐ ポンプカタログ等 ^{※3}	☐ 阻集器構造図 ^{※2}	☐ 道路指定等申請図 ^{※3}
	☐ 管接合詳細図 ^{※4}			
	☐ その他()			

※1 3階建て以上の物件は添付すること。
※2 該当する設備を設置する場合のみ添付すること。
※3 位置指定道路に排水設備を設ける場合は添付すること。
※4 支管接続を行う場合は添付すること。

千葉市記載欄

供用開始日(和暦)	☐	☐ 未供用区域
受益者負担金	☐ 試験済み	☐ 未試験
公樹情報		
確認担当課		

※公樹情報には、16条(承認番号)開渠(開渠番号)私道(私道番号)公費整備(工事名)区画整理事業(路線名等)台帳未記載(確認日)を記載してください。

上記について確認したので通知します。

年 月 日 千葉市長 神谷 俊一

排水設備等確認申請書について

- (記載事項の変更点②)
- ・【不要】申請者の押印
 - ・【不要】使用者・土地所有者の記載
 - ・【不要】供用開始日の記載
 - ・【不要】地図番号の記載

年 月 日

(あて先)千葉市長

申請者 住所
氏名

排水設備新設等確認申請書

千葉市下水道条例第5条の規定により確認願います。

申請区分	☐ 新築	☐ 汲取改造	☐ 浄化槽改造	☐ その他
新築等細区分	☐ 接続済家屋立替	☐ 未接続家屋立替	☐ 増築	☐ 空地
便槽・浄化槽処理方法	その他詳細			
申請場所	区			
設置義務区分	☐ 一般家庭	☐ 事業	(事業の種類)	
日平均汚水量(事業)	m ³		☐	開発・要綱案件
工事完了予定年月	敷地面積		m ²	
助成区分	☐ 補助金	☐ 貸付金	改造工事額(助成有) 円	
排除方法	☐ 合流式	☐ 分流式	世帯数 世帯	
検査手数料	☐		建築確認番号	
指定工事店 名称(商号)			指定番号	第 号
責任技術者名			連絡先(TEL)	
工事規模(参考)	汚水ます(個数)		雨水ます(個数)	
添付書類	☐ 案内図	☐ 平面図	☐ 委任状の写し	☐ 立面図※1
	☐ 雨水抑制構造図※2	☐ ポンプカタログ等※2	☐ 阻集器構造図※2	☐ ディスボーザー関係書類※2
	☐ 道路指定等申請図※3	☐ 管接合詳細図※4		
	☐ その他()			

※1 3階建て以上の物件は添付すること。
※2 該当する設備を設置する場合のみ添付すること。
※3 位置指定道路に排水設備を設ける場合は添付すること
※4 支管接続を行う場合は添付すること。

千葉市記載欄

供用開始日(和暦)	☐	☐ 未供用区域
受益者負担金	☐ 賦課済み	☐ 未賦課
公樹情報		
確認担当課		

※公樹情報には、16条(承認番号)開発(開発番号)私道(私道番号)公費整備(工事名)区画整理事業(路線名等)台帳未記載(確認日)を記載してください。

上記について確認したので通知します。

令和 年 月 日 千葉市長 神 谷 俊 一

重要：委任状の様式について

更新！

- 申請書には**委任状の写し**が必要になりました。

(注意点)

委任状には、委任者の署名または記名押印が必須です。

検査終了までに委任状の**原本確認**を行います。

(運用方法)

- ・ 宅内申請時には**原本**または**写し**を提出してください。
- ・ 宅内申請後、随時窓口にて委任状の原本確認を行っております。
- ・ 検査までに委任状の原本確認ができてない場合、立会検査の際に**原本**を確認します。

原本確認ができない場合、検済章の交付ができません。

委任状

受任者（指定工事店）	
住所	
名称（商号）	
代表者名	印
責任技術者	印

上記の者を代理人と定め、排水設備に関する以下の申請に関する権限を委任します。

申請場所

(委任する内容)

- ・ 排水設備新設等確認（変更）申請書
- ・ 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届
- ・ 臨時排水申請書
- ・ 排水設備等工事完了届

	年	月	日
申請者	住所		
	氏名又は名称		印 ^{※1}
使用者 ^{※2}	住所		
	氏名又は名称		印

署名または記名押印

※1 排水設備新設等確認申請（第1号様式）の申請時、電子申請等の原本が提出できない場合は、現地立合の際に、「委任状の原本確認受ける」又は「委任状を提出」をしてください。

※2 公共下水道使用開始届に使用者の委任は必要となりますので、宅内申請時に空欄であった場合は、立会検査までに使用者欄を記載し、検査現場で委任状原本を提出してください。

重要：供用開始日の確認と公共ます確認について

更新！

- 窓口縦覧（黒い冊子）による**供用開始日の確認は不要となりました。**

供用開始日の確認は下水道営業課で行います。

そのため、従来の供用開始前届は不要になりました。

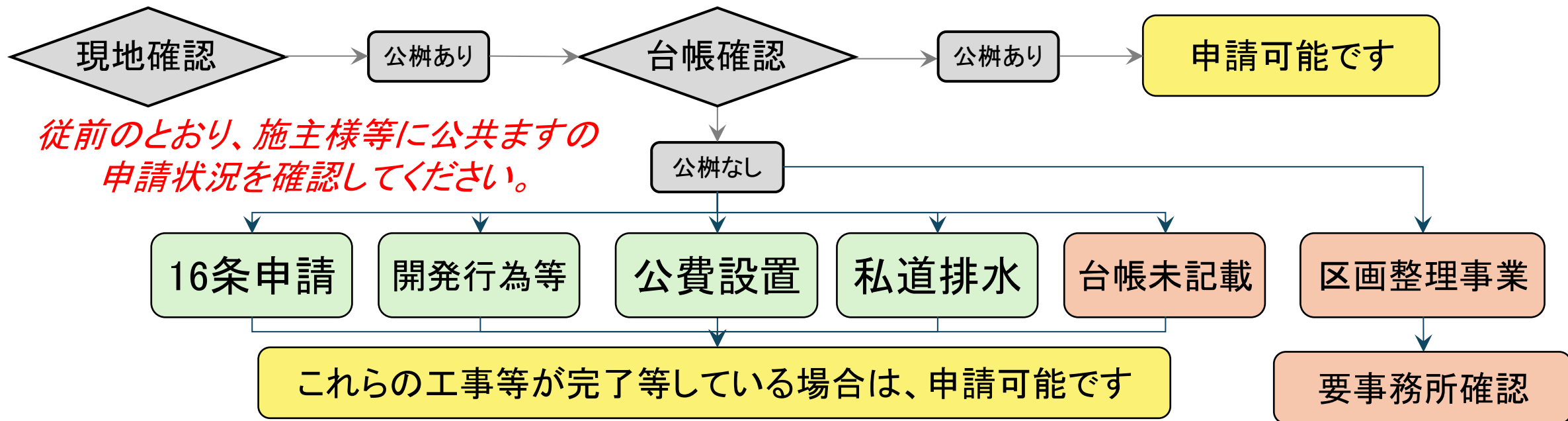


供用開始前の区域であっても、**公共ます工事の完了等の確認が取れた場合（次頁説明）、申請を受け付けます。**

重要：供用開始日の確認と公共ます確認について



● 現地確認後に、下水道台帳に公共ますがない場合



従前のおり、施主様等に公共ますの申請状況を確認してください。

(注意点)

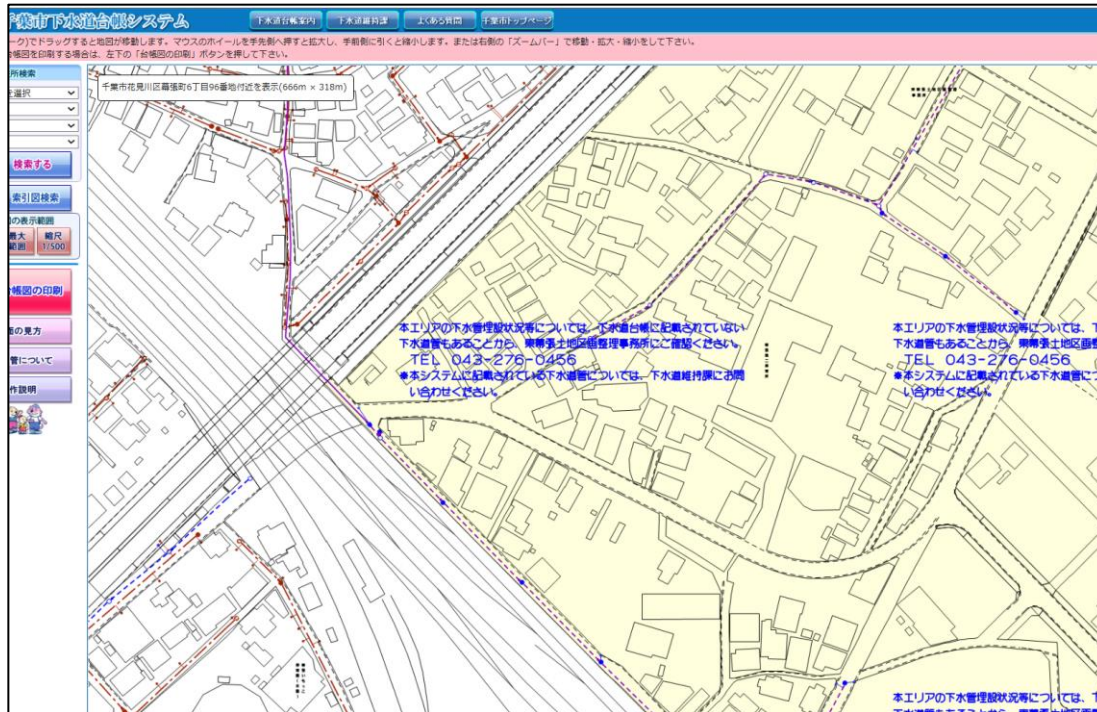
台帳未記載は下水道維持課の現地確認が取れていることを確認してください。

区画整理事業区域の場合は、事務所担当者の署名をもらってください(次頁)。

重要: 供用開始日の確認と公共ます確認について

更新!

- 区画整理事業の区域の場合は、事務所担当者の署名入りの申請書(第1号様式)を添付してください。(電子申請可)



指定工事店 名称(商号)			連絡先(TEL)		
責任技術者名			登録番号	第 号	
工事規模(参考)	汚水ます(個数)		雨水ます(個数)		
添付書類	☐ 案内図	☐ 平面図	☐ 委任状の写し	☐ 立面図※1	
	☐ 雨水抑制構造図※2	☐ ポンプカタログ等※2	☐ 阻集器構造図※2	☐ ディスボーザー関係書類※2	
	☐ 道路指定等申請書※3	☐ 管接合詳細図※4			
	☐ その他()				

※1 3階建て以上の物件は添付すること。
※2 該当する設備を設置する場合のみ添付すること。
※3 位置指定道路に排水設備を設ける場合は添付すること。
※4 支管接続を行う場合は添付

事務所担当者の署名をもらってください。

千葉市記載欄	
供用開始日(和暦)	☐ 未供用区域
受益者負担金	☐ 賦課済み ☐ 未賦課
公樹情報	
確認担当課	

※公樹情報には、16条(承認番号)/開発(開発番号)/私道(私道番号)/公費整備(工事名) 区画整理事業(路線名等)台帳未記載(確認日)を記載してください。

上記について確認したので通知します。
令和 年 月 日 千葉市長 神谷 俊一

※下水道台帳上に区画整理事業を示す網掛けがある場合は**区画整理事務所で接続の可否**
について確認を受け、申請書に事務所担当者の署名をもらってください。

図面の様式について

● 図面は正確に記載してください

(重要)

申請書に工事材料の詳細が不要になった都合上、
ますの種類や大きさは図面に必ず明記してください

記載方法は...

- ▶ 千葉市の凡例どおり記載することを基本とし、
それ以外で表示する場合は、必ず図面上で
わかるように記載してください。

設計図面の表示記号

管 種			記 号	管 種			記 号
硬質塩化ビニル管	厚肉管		VP	強化プラスチック複合管		FRPM	
	薄肉管		VU				
鋼 管			GP	陶 管			TP
鋳 鉄 管			CIP	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 管			CP

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器	①	トラップ付	汚 水 ま す	○	丸 角 ま す
小 便 器	◁	トラップ付	ド ロ ッ プ ま す (汚 水)	○	丸 角 ま す
浴 場	②		雨 水 ま す	⊗	丸 角 ま す
台 所	③		ド ロ ッ プ ま す (雨 水)	⊗	丸 角 ま す
洗 濯 機	④	床排水、形に準じてあるものは除く	雨 水 浸 透 ま す	⊗	丸 角 ま す
手洗器、洗面器	⑤		格 子 ま す	⊗	丸 角 ま す
床 排 水 口	●		ト ラ ッ プ ま す	⊗	丸 角 ま す
外 流 し	⑥		Ⅱ形トラップ	⑦	エルボ型トラップ 溜 め 槽
ト ラ ッ プ	—		公 共 汚 水 ま す	⑧	
掃 除 口	⑨		公 共 雨 水 ま す	⑩	
露 出 掃 除 口	⑪		浄 化 槽	⑪	現場の形状に合わせた大きさ、形
グ リ ス ト ラ ッ プ	⑫		除 害 施 設	⑬	
排 水 管	—		地 下 排 水 槽	⑭	
既 設 排 水 管	---		地 下 汚 水 槽	⑮	
浸 透 管	⑯		地 下 湧 水 ポ ン プ	⑰	
立 管	○		デ ィ ス ポ ー ザ 排水処理システム (機 械 ・ 生 物)	⑱	
雨 ど い	○		デ ィ ス ポ ー ザ 排水処理システム 熱 源 機	⑲	
管 の 交 差	+		隣 地 境 界 線	---	
排 水 溝 (宅 地 内)	==		建 物 外 周	---	
側 溝 (道 路)	==		建 物 間 仕 切	---	

注 1) 隣地境界線、建物外周、建物間仕切、排水溝は細線とする
2) 排水設備
3) 既設の

千葉市凡例

図面の様式について

● 注意事項を確認してから申請してください。

- ・既存排水設備に接続する場合
- ・他人の排水設備に接続する場合

⇒地権者の了解を取ってから申請すること。

- ・宅内全浸透処理(以下、全浸透)を行う場合
- ・全浸透の場合に格子蓋を設置する場合

⇒申請者の了承等を得てから申請すること。

(注意点)

申請書の裏面に注意事項があります。

内容を必ず確認してから申請してください。

排水設備新設等に関する注意事項

排水設備新設等確認申請を行う際は、法令等の定めに加えて、特に以下の内容に注意して申請を行ってください。

・排水設備等の設置及び構造に係る基準は、建築基準法その他の法令に規定がある場合においては同法その他の法令の規定を適用すること。

・既存の排水設備等に接続する場合は、指定排水設備工事業者の責務において流下に支障が無いことを確認するとともにリスク等を了解した上で申請をすること。

・他人の土地に排水設備等を設置し、又は他人の設置した排水設備等を利用する場合にあっては、土地所有者又は排水設備等の管理者の了解を得ること。

・分流式下水道の区域において、雨水をU字溝等の道路施設に接続を行う場合は、道路管理者の許可を得るとともに、指示に従うこと。

・分流式下水道の区域において、雨水を公共下水道又はU字溝等に接続せず浸透処理する場合（公共下水道又はU字溝等に接続されている排水設備等に接続しない場合も含む。以下同じ。）は、土質や地下水位等を調査し、豪雨等を除き通常の雨量であれば十分浸透可能であることを検証したうえで申請すること。

・分流式下水道の区域において、雨水を公共下水道又はU字溝等に接続せず浸透処理する場合に設ける雨水浸透ますは、単粒度砕石を使用し、格子蓋を設置する場合は、集水又は豪雨時の蓋飛びによる危険防止を目的としたものに限ること。

・建物内の排水設備計画が未定等の理由により、屋外排水設備のみを施工する場合にあっては、施設によっては阻集器又は除害施設の設置が必要となるため、必要に応じて適切な処理施設等を設置すること。

申請書裏面

図面の様式について



● その他の記載事項について

以下の場合、**引き続き**図面に記載してください。

- ・道路側溝に接続する場合（既設穴・新設申請済み）
- ・特別な事情により、構造基準の数値どおりに施工ができない場合
⇒施工出来ない理由と流下に支障がない旨を記載してください。
（支障がある場合は不可）
- ・その他排水設備の設置や構造に関して特に記載する必要があると認められる場合

添付書類の取り扱いについて



- 電子申請の添付書類には、「設置場所」の記載をお願いします。

電子ファイルを印刷したときに、他の申請と混ざってしまう恐れがありますので、添付書類には、設置場所等の記載を入れてください。

図面	設置場所
----	------

受付日の取り扱いについて



- 申請方法により当日受付の対応時間が異なります。

窓口申請



開庁時間内の申請分は当日受付

電子申請



12時(昼)までの申請分は当日受付

※12時以降の申請分は翌日受付になります。

副本の受取について

更新！

- 副本の返却日については、以下のルールで運用します。（従前のとおり）

（ルール）

原則、毎週木曜日までに仮受付を行った
申請は翌週の金曜日に返却予定です。※1

※1: 連休が続く等により副本の返却予定日が変わる場合はメールにてご連絡いたします。

（注意点）

電子申請で翌週までに副本を受け取りたい場合は、
木曜日の12時までに申請する必要があります。

受取までのイメージ



副本の受取について



- 申請方法により副本の受取方法が異なります。

窓口申請



従前のおり、窓口副本受取

電子申請



電子ファイルの返送

※申請方法と異なる副本の受取はできません。



変更届に関する変更点

変更届に関する主な変更点



- 図面等を変更しようとするときの申請が、変更になりました。

窓口申請



従前のおり、対応可能

※様式が変更となります。(次頁)

電子申請



新たに電子申請が可能となりました。

なお、確認申請の提出方法(窓口・電子)に限らず、
変更申請の提出方法(窓口・電子)を決めることができます。

(補足)

確認を受けた内容を変更しようとするときは、市長の確認を受けなければ
なりません。(千葉市下水道条例第5条第2項)

変更届に関する変更点

● 申請様式が変更になりました。

排水設備新設等確認（変更）申請書及び設計書

第1号様式 平成 年 月 日
(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 (※)

排水設備新設等確認（変更）申請書（個人・共用）

申 請 区 分	新築等 ・ 汲み取り改造 ・ 浄化槽改造 ・ その他
新築等の細区分	接続済家屋建替 ・ 未接続家屋建替 ・ 増築 ・ 空地
設 置 場 所	区
設置義務者区分	一般家庭 事業及び事業の種類
排除汚水の性質	排水量1日平均 m ³
工事予定期間	年 月 旬 ~ 年 月 旬
添 付 書 類	

(※)法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
上記のとおり排水設備又は排水施設工事をしたいので確認願います。

受 付 番 号	*平成 年度 第 号	受付日	*平成 年 月 日
変 更 区 分	設計図変更 ・ 申請書取下げ ・ 申請者変更 ・ その他		
変 更 理 由			
指 定 工 事 店	所在地 名 称 代表者名 (※) 電話番号 ()		
責 任 技 術 者	登録番号 第 号 (※)		
変更の関係書類	☐ 設計図（A4又はA3判）・排水設備内訳（設計図変更） ☐ 現地状況写真（A4紙に貼り付けのもの） ☐ 「排水設備新設等確認申請書及び設計書」の副本（公印押印のもの） ☐ その他 ()		

(注意) *印の欄は、記入不要です。
(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

課長	課長補佐	係長	審査

裏面続

変更前様式

第1号の2様式

年 月 日

(あて先) 千葉市長 申請者 住所 氏名

排水設備新設等変更申請書

千葉市下水道条例第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

設 置 場 所	区		
指定工事業者 名称（商号）	指 定 番 号	第 号	
	連絡先（TEL）		
受 付 番 号	年度 第 号		
受 付 日			
変 更 区 分	☐ 設計図変更	☐ 申請取下げ	☐ 申請情報変更※ ☐ そ の 他
変 更 理 由			

※ 申請情報に変更がある場合については、確認を受けた申請書の朱書きを添付すること。

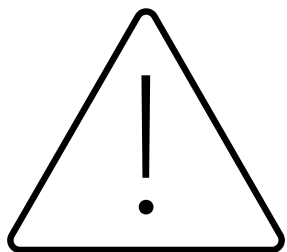
決裁欄

変更後様式

変更届の提出に関する変更点

更新！

- 変更届が必要なルールについては**従前**のとおりです。



図面の変更等
が生じた場合

- ・経路の変更
- ・管径の変更
- ・接続先公共ますの変更
- ・建物用途の変更
- ・その他設備に影響のある変更

- ・申請取り下げ
- ・申請者情報変更

上記以外の軽微な修正

第1号の2様式

年 月 日

(あて先) 千葉市長 申請者 住所 氏名

排水設備新設等変更申請書

千葉市下水道条例第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

設置場所	区		
指定工事業者 名称(商号)	指定番号	第	号
	連絡先(TEL)		
受付番号	年度 第 号		
受付日			
変更区分	☐ 設計図変更	☐ 申請取下げ	☐ 申請情報変更※ ☐ その他
変更理由			

※ 申請情報に変更がある場合には、確認を受けた申請書の朱書きを添付すること。

変更届の提出が必要になります

図面修正で問題なし

変更申請の結果の受取について



- 申請方法により変更完了の連絡方法が異なります。

窓口申請



従前のおり電話でお知らせ

電子申請



システムメールでお知らせ

※連絡方法を選ぶことはできません。



完了届(検査申込)に関する変更点

完了届(検査申込)に関する主な変更点



- 工事を完了した後の届出が、変更となりました。

窓口申請



従前のとおり、対応可能

※様式が変更となります。(次頁)

電子申請



新たに電子申請が可能となりました。

なお、確認申請の提出方法(窓口・電子)に限らず、
完了届の提出方法(窓口・電子)を決めることができます。

(補足)

工事を完了したときは、工事の完了した日から3日以内にその旨
届け出なければなりません。(千葉市下水道条例第7条第1項)

完了届(検査申込)に関する変更点



● 5枚複写用紙から2種類の届出書に変更になりました。

第5号様式

(あて先) 千葉市長

令和 年 月 日

使用者 住所
(管理人) フリガナ
氏名 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
個人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 ()

連絡先電子メールアドレス @

申請者 住所
(連絡先) フリガナ
氏名 (※)
(※) 法人の場合は、記名押印してください。
個人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 ()

連絡先電子メールアドレス @

公共下水道使用開始・休止・廃止・再開届

設置・使用場所	区
区分	1 新築等 2 改造 3 その他 () 4 転入 5 転出
新築等の細区分	1 新築 2 接続済家屋建替 3 未接続家屋建替 4 増築
改造の細区分	1 便所・排水ともに改造 2 雑排水のみ改造 3 便所のみ改造
指定排水設備工事業者	住所 社名 () 連絡先電話番号 () 連絡先電子メールアドレス @
使用開始年月日	年 月 日から
受付番号	年度 第 号
使用水	1 水道水 2 井戸水 3 水道水・井戸水併用 4 工業用水 5 その他 () ※一般家庭で井戸使用(併用含む)の場合は世帯人数で料金が計算されるため、下記の世帯人員の欄にご記入ください。
使用形態 (共同住宅で、使用水が2又は3の場合は各世帯毎の人員も記入願います。)	1 一般住宅 世帯人員(使用水が2又は3の場合) 人 2 共同住宅 名称 入居世帯数 世帯 世帯ごとのメータ (有・無) 3 店舗・店舗併用住宅 名称 (業種) 店舗・入居世帯数 世帯 店舗・世帯ごとのメータ (有・無) 4 工場 名称 5 その他
水道水使用の場合	使用者番号(水栓番号) 備 考

上記のとおり公共下水道の使用を開始・休止・廃止・再開したので届け出ます。

(申請者控用)

変更前様式

第3号様式

(あて先) 千葉市長

年 月 日

申請者 住所
氏名

排水設備等工事完了届

下記のとおり排水設備等の工事を完了したので届け出ます。

設置場所	区
指定工事業者	指定番号 第 号 名称(商号)
受付番号	年度 第 号
工事完了年月日	年 月 日

変更後様式

第5号様式

(あて先) 千葉市長

年 月 日

使用者

住 所
フリガナ
氏 名
連絡先電話番号 - -
電子メールアドレス @

公共下水道使用開始・休止・廃止・再開届

設置・使用場所	区
区分	☐ 新築等 ☐ 改造 ☐ その他 () ☐ 転入 ☐ 転出
新築等の細区分	☐ 新築 ☐ 接続済家屋建替 ☐ 未接続家屋建替 ☐ 増築
改造の細区分	☐ 便所・雑排水ともに改造 ☐ 雑排水のみ改造 ☐ 便所のみ改造
使用開始・休止・廃止・再開の年月日	年 月 日
使用水	☐ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ 水道水・井戸水併用 ☐ 工業用水 ☐ その他 () ※一般家庭の井戸水(併用を含む。以下同じ。)を使用する場合は世帯人数で料金が計算されるため、下記の世帯人員の欄にご記入ください。
使用形態 (共同住宅で、使用水が井戸水の場合は各世帯毎の人員も記入願います。)	☐ 一般住宅 世帯人員(使用水が井戸水の場合) 人 ☐ 共同住宅 名称 入居世帯数 世帯 世帯ごとのメータ (☐ 有・ ☐ 無) ☐ 店舗・店舗併用住宅 名称 (業種) 店舗・入居世帯数 世帯 店舗・世帯ごとのメータ (☐ 有・ ☐ 無) ☐ 工場 名称 ☐ その他
水道水使用の場合	使用者番号(水栓番号) 備 考

開始・休止・廃止・再開をしたので届け出ます。

完了届 & 検査申込に関する変更点

- 申請方法は以下のとおりです。

窗口申請

第3号様式

年
月
日

(あて先) 千葉市長

申請書 住所
氏名

排水設備等工事完了届

設置・使用場所	区	
指定工事店	指定番号	番 号
	名称 (商号)	
受付番号	年 第 号	
工事完了年月日	年 月 日	

排水設備等工事完了届

第9号様式

年 月 日

(お名前)千葉県民

使用者	
姓 名	
フリガナ	
氏 名	
電 話 番 号	- - -
Eメール アドレス	※

公共下水道使用開始・休止・廃止・再開届

区	
区	○新橋等()その他()口輸入()輸出
新橋等の地区名	○新橋()緑地商業地区()水陸鉄道商業地区()曙等
区役所の地区区分	○緑地の地区区分()緑地の外()農地のみ()農地の外のみ()

使用開始・休止・廃止・
再開の年月日

年 月 日

使 用 先	○水道水 □井戸水 □水道水、井戸水併用 □工業用のみ その他の用途()
※一般家庭の戸別水利用を旨とし、以下同じ。()を併用する場合は併用人数が 料金計算上はたふす。下記の併用人数の欄にご記入ください。	
□一軒家住宅 名称	住居系(認定非営利目的の施設)
□共同住宅 名称	人
□旅館・料亭 名称	旅館・料亭
□共同住宅、使用人数 (共同住宅で、使用人数が 定員を超えたり、定員未満でも 営業目的の人員も入居している場合)	併用者ごとのメータ()□店・□飲食店 名称 ()店・□店舗併設住宅 名称 ()旅館・入居客数型 名称 ()旅館・併用ごとのメータ()□店・□旅館
□工場 名称	
□その他	
使用用途番号(名称番号)	備 考

水道事業所の備考

上記のとおり公共下水道の使用を開始・休止・廃止・再開をしたの届出を行います。

公共下水道使用開始届(3部)

電子申請

申請者 住所		
氏名		
排水設備等工事完了届		
設置・使用場所	〒 市 区 町 丁目 番 号	
指定工事業者	指定番号	市 区 町 丁目 番 号
	名称（商号）	
発行番号	市 区 町 丁目 番 号	
工事完了日	入力例）1000年1月1日 20000111123456 年 月 日（西暦）	

【電子申請のみ】

届出の位置はありますか	☐ 作業所内 ☐ 作業室外 ☐ 図面添付
図面変更部分に記載してください	入力文字数：10/10000

添付書類

竣工図	☐ ファイルの選択 ☐ ファイルの撮影または、写真から撮影
公共下水道使用許可書	☐ ファイルの選択 ☐ ファイルの撮影または、写真から撮影
その他の添付書類	☐ 発行ファイル

「共同処理等」の場合、水道管写真を添付してください。

完了届入力フォーム(後述)

年 月 日

(あて) 千歳市長

使用者	
姓 名	
フリガナ	
氏 名	
電話番号	
携帯電話	
Eメール アドレス	

公共下水道使用開始・休止・廃止・再開届

設置・使用場所	区	
区 分	☐ 新築等 ☐ 下 下 の他 () ☐ 転 入 ☐ 転 出	
新築等の区分	☐ 新築 ☐ 改修家庭用建替 ☐ 改修公共用建替 ☐ 増築	
変更の区分	☐ 使用廃止等にも変更 ☐ 増築のみ変更 ☐ 使用のみ変更	
変更の年月日	年 月 日	

使 用 水	☐ 水道水 ☐ 井 戸 水 ☐ 水道水・井戸水併用 ☐ 工業用水 ☐ その他 ()			
	※ 一般家庭の井戸水（井筒を含む。以下同じ。）を使用する場合は排水人数で 料金が算定されるため、下記の排水人数の欄にご記入ください。			
	☐ 一 般 住 宅 ☐ 共 同 住 宅	排水人数（使用水が井戸水の場合） 人		
使用開始で、使用 が井戸水の場合も 排水人数の記入も 願います。)	☐ 共同住宅	人 居 住 率 数 排水ごとのメータ (☐ 有、 ☐ 無)		
	☐ 店舗・店舗併用住宅	人 数 排水・人 居 住 率 数 排水・排水ごとのメータ (☐ 有、 ☐ 無)		
	☐ 工 場	水 耗 率 排水・排水ごとのメータ (☐ 有、 ☐ 無)		
	☐ その他			
	排水使用の場合	使用者番号（水栓番号）	階	号

上記のとおりおよび下水道の使用開始・休止・廃止・再開をしたので提出します。

使用開始届電子ファイル(.xlsx)

完了届に添付する竣工図について



- 申請方法によってルールが異なります。

窓口申請



- ① 修正が無い ⇒ 計画図に竣工図スタンプ押印
または
- ② 竣工図と記載を入れた図面を提出

電子申請



全て、竣工図と記載を入れた図面を提出



検査日の連絡方法について



- 他の手続きとは異なり、検査日の連絡はすべて電子メールで行います。

窓口申請



申請方法に問わず
電子メール

電子申請



※なお、キャンセルの連絡等については、従来通り**電話**で連絡をください。

検査日の連絡方法について



- メールアドレスをお持ちでない方へ

(重要)

今後も、千葉市からの通知等は**メールで行いますので、**
メールでの連絡体制の確立に努めてください。

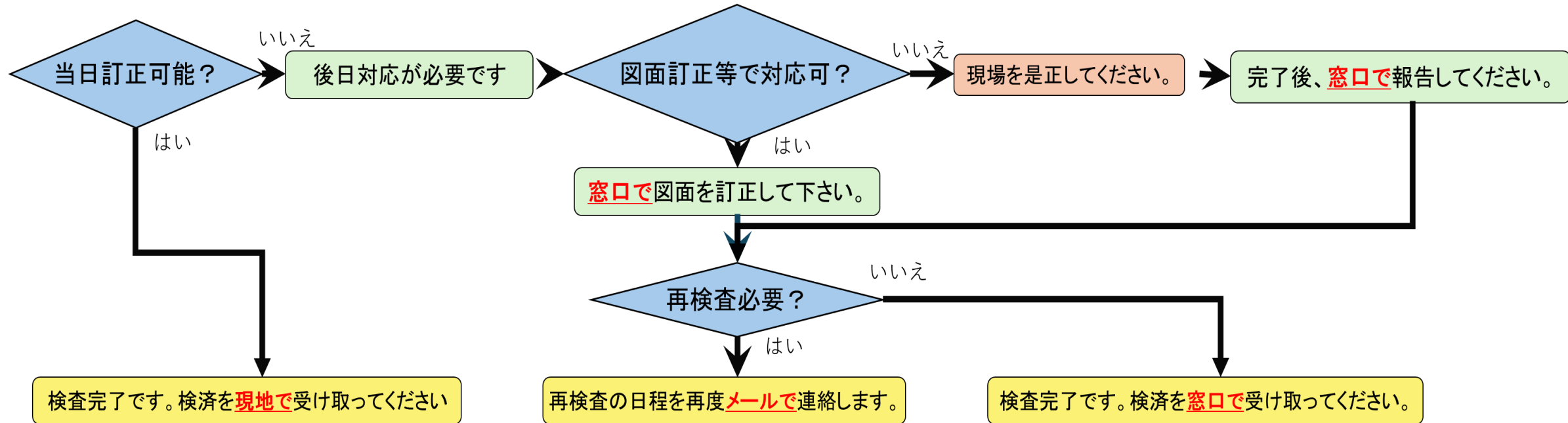
⇒ やむを得ず、検査日の連絡を従前のとおり電話でほしい場合には、

検査申し込みのときに、都度その旨お知らせください。

検査後の対応について



- 検査で指摘が発生した場合は以下のとおり対応してください。





電子申請のやり方について

電子申請のやり方について



- 利用登録に用いるメールアドレスを報告してください。

誤入力防止のため、事前に下水道営業課に報告したメールアドレスから申請してください。
アドレスに変更がある場合は随時受け付けますので下水道営業課までご連絡ください。

⇒現在、下水道営業課からの連絡しているアドレスは使用可能とします。

追加のアドレスがある場合は、ご連絡ください。(登録できるのは1社につき5つまで)

電子申請のやり方について



● 使用するメールアドレスを報告してください

報告方法

● 排水設備班アドレスに使用するメールアドレスの報告をおこなってください。

● 件名

【使用メール報告】会社名（指定番号）

● 排水設備班 メールアドレス

haisuisetsubi@city.chiba.lg.jp

送信(S)	差出人(M) ▼	
	宛先(T)	haisuisetsubi@city.chiba.lg.jp
	C C (C)	
	件名(U)	【メール登録依頼】〇〇〇〇株式会社（指定番号：〇〇〇〇）

下水道営業課 ご担当者様

お世話になっております。

〇〇〇〇株式会社 △△です。

表記の件につきまして、本メールアドレスを申請に使用するメールとして登録していただきますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

報告メール作成例

電子申請のやり方について

更新！

● アクセス方法

下水道営業課のホームページへアクセスする。

「令和8年4月1日からオンライン申請がスタートしました！」
にアクセスする。



電子申請のやり方について

更新！

● アクセス方法

「令和8年4月1日からオンライン申請がスタートしました。
(申請はこちら)」をクリックしてください。

もしくは

「オンライン申請について」まで画面を下にスクロールし
てください。

千葉県 CHIBA CITY

防災・安全安心 | くらし・手続き | 子育て・教育 | 健康・福祉 | 魅力・観光 | しごと・産業 | 市政全般

やさしい日本語 | Foreign

ホーム > くらし・手続き > 上下水道 > 排水設備工事業者の皆様へ > 排水設備新設等確認申請について

排水設備新設等確認申請について

こちらは、指定排水設備工事業者向けページとなります。

※令和8年4月1日からオンライン申請がスタートしました。(申請はこちら)

添付書類について

申請には以下の書類を添付する必要があります。

・竣工図 ・公共下水道使用開始届 ・水検番号表(任意)

オンライン申請について

排水設備の新設に関する申請については、ちば電子申請システムを用いたオンライン申請が可能です。

オンライン申請のやり方

排水設備新設等確認申請書 (新たに申請を行う場合)	https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55119
排水設備新設等変更申請書 (図面等の変更を行う場合)	https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55302
排水設備等工事完了届 (完了検査を申込みの場合)	https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55301

↓下にスクロール

各種行いたい申請のフォームを開きます(外部ページ)

電子申請のマニュアルはこちらです。併せてご確認ください。

宅内申請(電子)のやり方について



電子申請サービス【千葉市】 900 千葉市 900年 手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

利用者管理

ホーム > 利用者ログイン

利用者ログイン

手続き名	排水設備新設等確認申請書（レボ1）
受付時期	2026年1月21日0時00分～

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。
利用者登録した後、申込みをしてください。 [利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したID、パスワードを入力ください。
パスワードを忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

利用者ID（メールアドレス）

パスワード

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

● ちば電子申請サービスの使用方法

- ・初回は利用登録を行ってください。

申請状態や申請修正などをスムーズに行うために、
利用登録を必須としています。

- ・利用登録がお済の方は...

赤枠の欄に登録済みのアドレスとパスワード入力し
「ログイン」を押してください。

報告したアドレスでログインしてください。

➡ p.38-p.39

宅内申請(電子)のやり方について



● ちば電子申請サービスの使用方法

- ・「利用規約」を理解したうえで、「同意する」を選択してください。

手続き申込

[ホーム](#) > [オンライン申請手続き](#) > [申込](#) > [手続き説明](#)

手続き説明

手続き名	排水設備新設等確認申請書（レポート） [お気に入り登録]
説明	千葉市下水道条例第5条に規定する、排水設備新設等確認申請を行うフォームです。 申請は千葉市指定排水設備工事業者のみ行うことができます。 申請には事前に下水道営業課に使用するアドレスを報告してください。 申請完了後に業者名とアドレスの照合を行いますので報告していないアドレスで申請を行った場合、申請を取り消される場合があります。 【報告先】 haisuisetsubi@city.chiba.lg.jp 【件名】 メール登録（会社名：〇〇）（指定番号：第〇〇号） ※メール送付後、こちらからの返信を待たずに宅内申請してしまって構いません。
受付時期	2026年1月21日0時00分～
問い合わせ先	千葉市建設局下水道企画部下水道営業課
電話番号	043-245-5412
FAX番号	
メールアドレス	haisuisetsubi@city.chiba.lg.jp

<利用規約>

ちば電子申請サービス利用規約

利用規約
「ちば電子申請サービス」（以下「本サービス」といいます。）を利用されるためには、次の利用規約に同意していただく必要があります。
同意することができない場合は、本サービスをご利用いただけません。
なお、本サービスを利用された方は、利用規約に同意したものとみなされます。

- 1 目的
この利用規約は、本サービスを利用して千葉県、千葉市内の市町及び指定管理者に対する電子申請を行うために必要な事項を定めるものです。
- 2 用語の定義
(1) 電子申請
本サービスを利用して、市鎮、県内の行政手続業務を行うこと

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

[一覧へ戻る](#) [同意する](#)

宅内申請(電子)のやり方について



- 排水設備新設等確認申請書(入力画面)
✖が入力必須の項目になります。
▲は回答結果に応じて入力条件が変わります。

申請者 住所

氏名

排水設備新設等確認申請書

※本市下水道条例第5条の規定により確認が必要です。

申請区分	☒ 新築等 ☐ 追加改造 ☐ 浄化槽改造 ☐ その他 選択解除		
新築等区分	☒ 接続済家屋建替 ☐ 未接続家屋建替 ☐ 増築 ☐ 空地 選択解除		
新築・浄化槽 処理方法	☒	その他処理	☒
申請場所	千葉市 ☒		
設置義務区分	☒ 一般家庭 ☐ 事業 選択解除 (事業の種類)		☒
日平均汚水量	☒ 立方メートル		☐ 排水行為等
工事完了予定年月日	通知日以前で記載した場合修正します。 入力例) 2009年1月23日は20090123と入力 ☒ カレンダー		☐ 300平方メートル以上
納付区分	☒ 助成金を利用しない ☐ 補助金 ☐ 貸付金		改造工事額 (円) ☒ 円
排除方法	☒ 合流式 ☐ 分流式 選択解除		世帯数 ☒ 世帯
検査手数料	新築等 償還率 それ以外 1 ☒ ☐	確認確認番号 ☒	
指定工事店 名称(商号)	☒		指定番号 ☒ 号
責任技術者名	☒		登録番号 ☒ 号
工事規模 (参考)	汚水タンク (個数)	汚水タンク (個数)	
添付書類	家内図 ☒ ファイルの選択 フ 削除	平面図 ☒ ファイルの選択 フ 削除	委任状の写し ☒ ファイルの選択 フ 削除
	立面図 ☐ ファイルの選択 フ 削除	雨水排水設備図 ☐ ファイルの選択 フ 削除	ボンプコネクタ等 ☐ ファイルの選択 フ 削除
	排水設備構造図 ☐ ファイルの選択 フ 削除	道路指定等申請図 ☐ ファイルの選択 フ 削除	管線合算図 ☐ ファイルの選択 フ 削除
	排水設備構造図 ☐ ファイルの選択 フ 削除	排水設備構造図 ☐ ファイルの選択 フ 削除	排水設備構造図 ☐ ファイルの選択 フ 削除
	その他の添付資料 添付ファイル		

入力必須項目の一覧

- | | |
|-----------|---------------|
| 申請者 住所 | 指定工事業者 名称(商号) |
| 申請者 氏名 | 指定番号 |
| 申請区分 | 連絡先(TEL) |
| 設置場所 | 責任技術者名 |
| 設置義務区分 | 登録番号 |
| 工事完了予定年月日 | 案内図 |
| 排除方法 | 平面図 |
| 検査手数料 | 委任状の写し |

宅内申請(電子)のやり方について

● 申込完了

登録内容に問題がなければ、「申込む」を押してください。

[illegible]

らび電子申請サービス【手帳のり】
らくらび
らくらび

手続き検索 申請状況確認 変更内容検索 ヘルプ よくある質問 マイページ ログアウト

手続き申込

[ホーム](#) > [利用者のログイン](#) > [手続き説明](#) > [申込](#) > [申込確認](#) > [申込完了](#)

申込完了

請求記録の申請を受け付けました。
 内容を審査の上、収受処理を行います。
 修正事項がある場合については、修正後に収受処理を行います。
 確定通知送付予定日は収受日の翌日木曜日の翌営業日の金曜日です。

申込みが完了しました。

下記の整理番号を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
 メールが届かない可能性があります。

整理番号	981566440223
------	--------------

整理番号は、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
 申込状況は、利用者ログインを行い申込内訳照会から確認して下さい。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

← 一覧へ戻る

[このウェブサイトを閉じる場合はこちら](#)

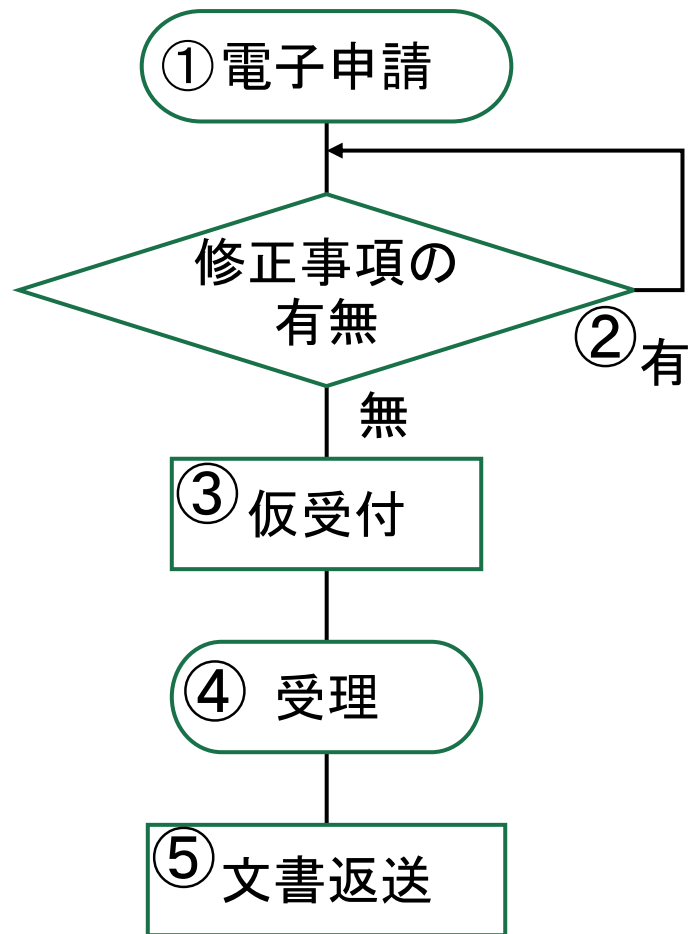
[ログイン](#)

左の画面が表示されましたら、申込みが完了になります。

申込時のアドレスに、「**整理番号**」が送信されます。

宅内申請 完了後のフローチャート

更新！



- ① 「ちば電子申請サービス」にて、申請を受けます。
- ② 内容を確認し、指摘がある場合はシステム内で返却します
⇒メールが届きます。
- ③ 指摘事項が無ければ、仮受付となります。
審査に入ります。
- ④ 原則、毎週木曜日までに仮受付を行った申請は翌週の金曜日に返却予定です。
ただし、連休が続く等により副本の返却予定日が変わる場合はメールにてご連絡いたします。
- ⑤ 審査の終了後に当該申請を受理し、システム内で職責署名付き文書を送付します。
⇒メールが届きます。

申請の進捗状況の確認方法



- 「ちば電子申請サービス」のトップページからアクセスできます



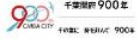
- ・ 「ログイン」 → 「申請状況確認」



申請の進捗状況の確認方法



- 申請状況に応じて、「**処理状況**」のステータスが変わります

ちば電子申請サービス【千葉市】  千葉開府900年
手続検索 申請状況確認 委任内容照会 ヘルプ よくある質問 マイページ ログアウト

申込内容照会

[ホーム](#) > [申込一覧](#) > [申込詳細](#)

[アクセシビリティ対応ページへ切り替える](#)

申込詳細

手続き名	排水設備新設等確認申請書（レボ1）
整理番号	378886732903
処理状況	返却中
処理履歴	2026年1月23日14時59分 返却 2026年1月23日10時53分 仮受付 2026年1月21日21時1分 申込

伝達事項

日時	内容
伝達事項はありません。	

申込内容

 申込内容印刷

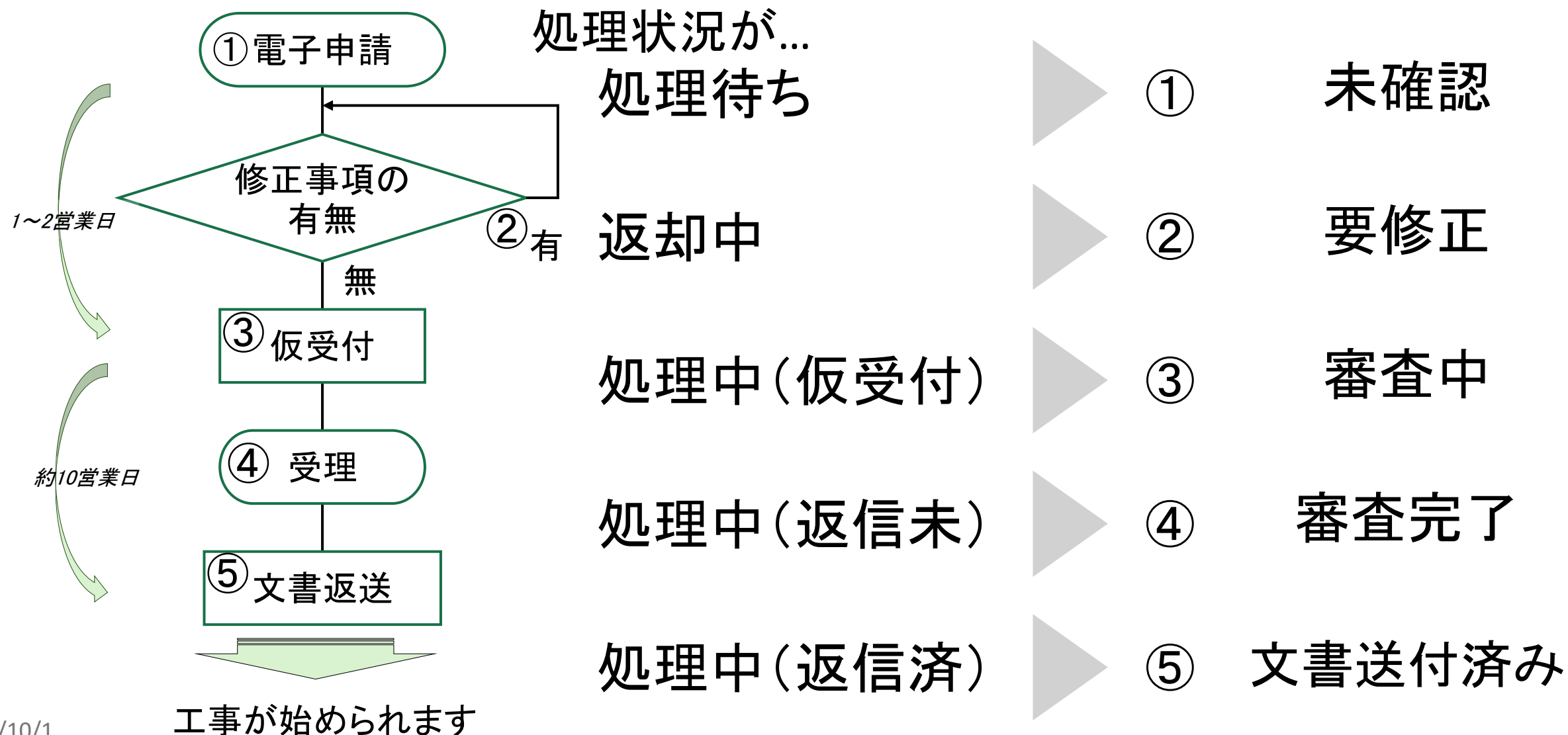
申請者	住所	千葉市中央区千葉通1-1
	氏名	千葉太郎
排水設備新設等確認申請書		

千葉市下水道条例第5条の規定により確認します。

宅内申請(電子)の処理状況 (申請ステータス)について



● 排水設備新設等確認申請書



電子申請時の修正方法について



● 修正時の注意点

ちば電子申請サービス【千葉市】

900 千葉市 900 千葉市 900 千葉市

手続き検索 申請状況確認 委任内容照会 ヘルプ よくある質問 マイページ ログアウト

申込内容照会

ホーム > 申込一覧 > 申込詳細

アクセシビリティ対応ページへ切り替える

申込詳細

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	排水設備新設等確認申請書（レボ1）
整理番号	378886732903
処理状況	返却中

2026/01/23 17:44 2026/01/21 21:01

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。
※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

< 一覧へ戻る 再申込する >

修正する > 取下げる >



注意

「再申込する」は押さないでください。

対象申請が複製されてしまいます。

修正時は、必ず「修正する」ボタンから修正してください。

変更届(電子)のやり方について



● 排水設備新設等変更申請書（入力画面）

※が入力必須の項目になります。

▲は回答結果に応じて入力条件が変わります。

入力必須項目の一覧

申請者 住所

申請者 氏名

設置場所

受付番号

指定工事業者 名称（商号）

指定番号

連絡先（TEL）

変更区分

設計図変更

申請取り下げ

申請者情報変更

平面図

承認済みの副本

変更箇所を朱書きした副本

申請者 住所 ※
氏名 ※

排水設備新設等変更申請書

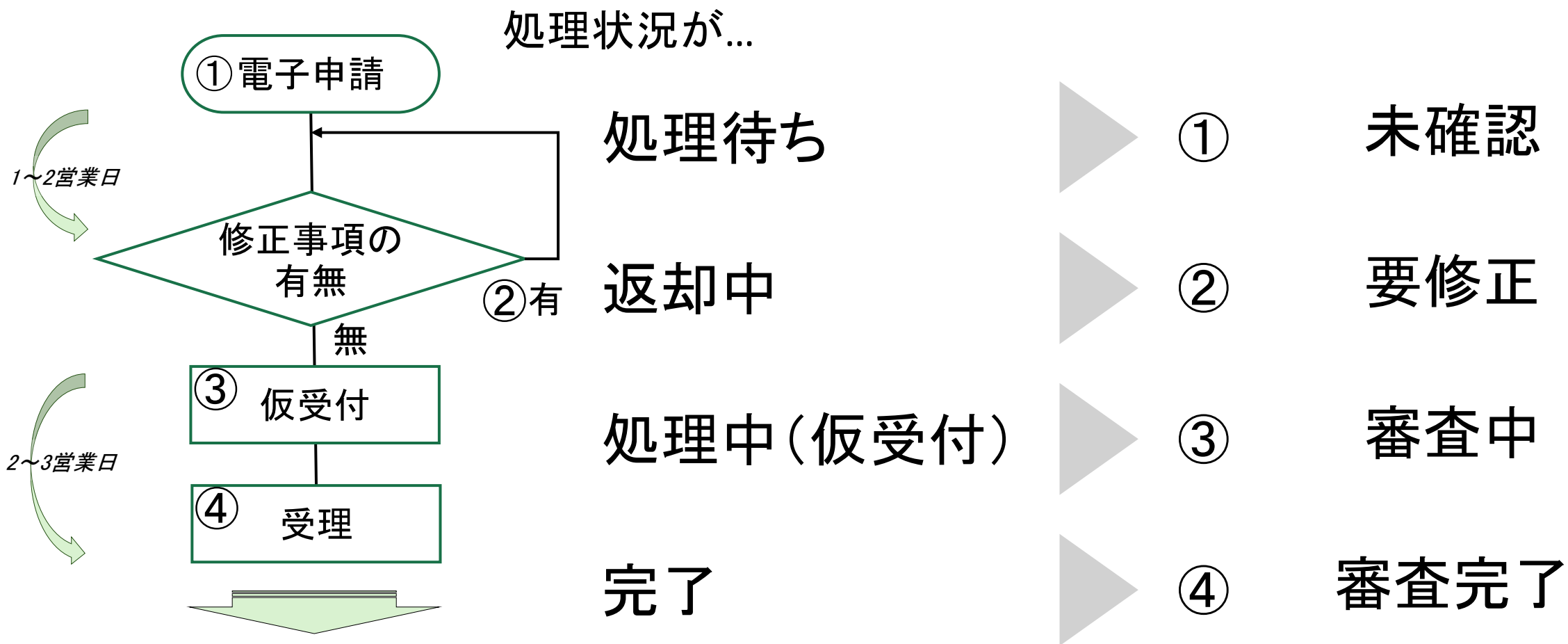
千葉市下水道条例第5条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

設置場所	※千葉市		
指定工事業者 名称（商号）	※	指定番号	第 ※ 号
連絡先（TEL）	入力例) 012-945-6789※0123456789と入力 ※		
受付番号	入力例) 令和7年度の場合、R07と記載 ※ 年度 第 ※ 号		
受付日	入力例) 2000年1月23日は20000123と入力 ※ カレンダー		
変更区分	※ ○設計図変更 ○申請取り下げ ○申請者情報変更 ○その他 選択解除		
変更理由と変更内容を詳細に記載してください。	入力文字数: 0/2000		
添付書類	平面図 ▲ファイルの選択 ファイルがありません 削除 ▲確認申請書（副本） ▲ファイルの選択 フォルダがありません 削除 その他の添付資料 添付ファイル		

変更届(電子)申請後の処理状況 (申請ステータス)について



● 排水設備新設等変更申請書



検査の申し込みができます。

完了届 & 検査申込(電子)のやり方について



申請者住所

※

氏名

※

排水設備等工事完了届

設置場所	※千葉県					
指定工事業者	指定番号	第	※	-	※0	号
	名称(商号)	※				
受付番号	※	年度	第	※	号	
工事完了年月日	入力例)2000年1月23日は20000123と入力					
	※	カレンダー				

【電子申請のみ】

図面の変更はありますか	※○変更あり ○変更なし 選択解除
図面変更部分を記載してください	▲ 入力文字数:0/2000
検査の立ち会いが不可能の日があれば 記載してください (必ず考慮されるものではありません)	入力文字数:0/100

添付資料

竣工図	※	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	削除
公共下水道使用開始届	※	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	削除
その他の添付書類	添付ファイル			

↑ 共用栓等の場合、水洗番号表を添付してください。

● 排水設備等工事完了届(入力画面)

※が入力必須の項目になります。

▲は回答結果に応じて入力条件が変わります。

入力必須項目の一覧

申請者 住所

申請者 氏名

設置・使用場所

受付番号

竣工図

指定工事業者 名称(商号)

指定番号

工事完了日

図面の変更の有無

公共下水道使用開始届

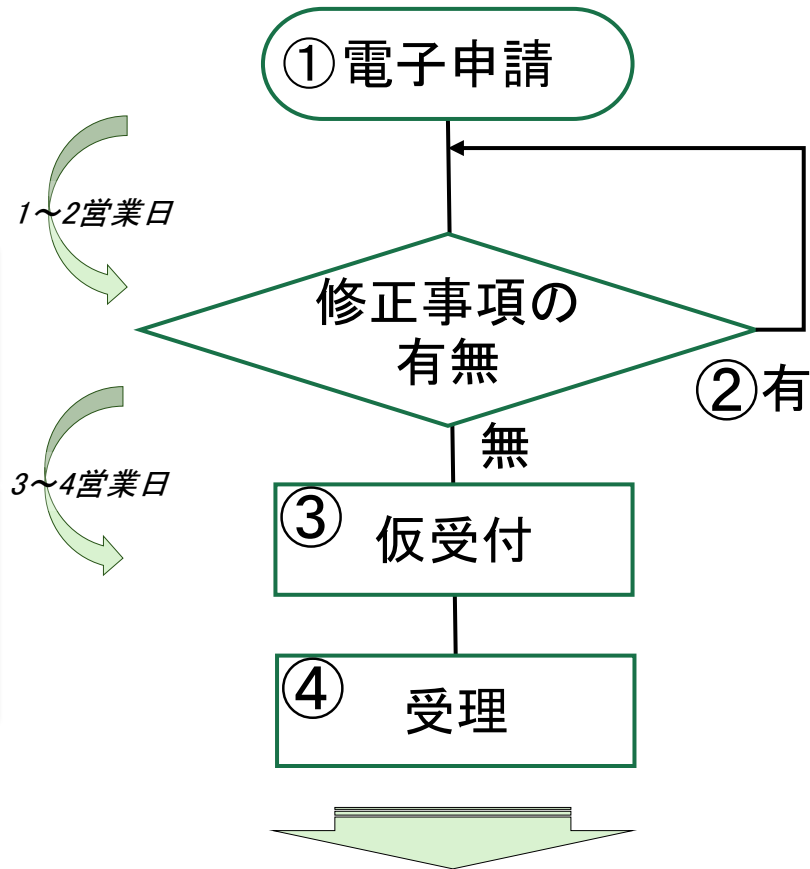
図面修正がある場合、変更部分を記載してください。

※電子の場合は竣工図の提出が必須になります。

➡ p.33

完了届 & 検査申込(電子) 申請後の処理状況 (申請ステータス)について

● 排水設備等工事完了届



処理状況が...

処理待ち

①

未確認

返却中

②

要修正

処理中(仮受付)

③

審査中

完了

④

審査完了

後日、検査日をメールでお知らせします。

千葉開府 900年



千の葉に 時を刻んで 900年